

独立行政法人国立高等専門学校機構法

(平成一五年七月一六日法律第一一三号)

一、提案理由(平成一五年四月三日・衆議院文部科学委員会)

遠山国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

知の世紀とも言われる二十一世紀にあつては、大学が学問や文化の継承と創造を通じ社会に貢献していくことが極めて重要になっています。

今回提出いたしました国立大学法人法案等の六法案は、このような状況を踏まえ、現在、国の機関として位置づけられている国立大学や国立高等専門学校等を法人化し、自律的な環境のもとで国立大学をより活性化し、すぐれた教育や特色ある研究に積極的に取り組む個性豊かな魅力ある国立大学を育てることなどをねらいとするものであります。

次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、独立行政法人国立高等専門学校機構法案においては、五年制の高等教育機関である国立高等専門学校を設置する独立行政法人国立高等専門学校機構について、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項や役員について定めるとともに、各国立高等専門学校の名称及び位置を規定しております。

……………(略)……………

独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターにつきましては、国立大学法人等と同様に、その設立の期日は平成十六年四月一日としております。

……………(略)……………

以上が、国立大学法人法案等の六法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成一五年五月二二日)

古屋圭司君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各法律案の主な内容について申し上げます。

……………(略)……………

次に、独立行政法人国立高等専門学校機構法案第四法律案は、国立高等専門学校を独立行政法人が設置する学校とし、大学評価・学位授与機構、国立学校財務センター及びメディア教育開発センターをそれぞれ独立行政法人化するものであります。

……………（略）……………

各法律案は、四月三日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、各法律案を一括して議題とし、同日遠山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十六日から質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重に審議を行ってまいりました。五月十六日、国立大学法人法案に対し民主党・無所属クラブから提出された修正案の提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終局し、討論、採決の結果、同修正案は賛成少数をもって否決し、各法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、これら六法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年五月一六日）

（国立大学法人法（平一五法一一二）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院文教科学委員長報告（平成一五年七月九日）

大野つや子君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの法律案につきましては、去る五月二十三日、本会議において趣旨説明を聴取しておりますので、その内容については簡略に述べることにいたします。

……………（略）……………

次に、独立行政法人国立高等専門学校機構法案は、国立高等専門学校を設置する独立行政法人を設立しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、六法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、国立大学法人と独立行政法人の相違点、中期目標への大学の意向の反映方法、業績評価における公正性、透明性の確保、学長等役員の人選の在り方、法人化後の授業料、法人化に伴う準備行為の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

……………（略）……………

次いで、六法律案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して山根委員より、国立大学法人法案に反対、修正案に賛成、自由民主党・保守新党及び公明党を代表して橋本理事より、六法律案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して林理事より、六法律案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、国立大学法人法案に対する修正案は賛成少数をもって否決され、国立大学法人法案等六法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、六法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年七月八日）

（国立大学法人法（平一五法一一二）の附帯決議と一括して掲載）